

「三重とこわか国体」「三重とこわか大会」を契機とした
観光プロモーション・誘客等促進業務 仕様書

1 業務の目的

当該業務は、「三重とこわか国体」「三重とこわか大会」を契機として、競技関係者、観戦者、スポーツに関心が高い人などを主なターゲットに本県の魅力を発信し、本県内での周遊・延泊および本県への再来訪・誘客を促進することを目的に委託するものです。

※三重とこわか国体開催期間:令和3年 9月25日(土)~10月 5日(火)

三重とこわか大会開催期間:令和3年10月23日(土)~10月25日(月)

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

「三重とこわか国体」「三重とこわか大会」を契機とした観光プロモーション・誘客等促進業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和4年 1月31日(月)まで

(3) 委託業務の内容

- ・それぞれのターゲットに対して、「三重とこわか国体」「三重とこわか大会」の「開催期間前」「開催期間中」「開催期間後」のそれぞれの時期に求められる観光情報を、それぞれの時期に適した方法で発信して、本県内での周遊・延泊および本県への再来訪・誘客の促進につなげる取組を実施すること。
- ・「スマホでみえ得キャンペーン」を活用し、「開催期間中」の周遊・延泊や「開催期間後」の再来訪・誘客の促進につなげる取組を実施すること。

※「スマホでみえ得キャンペーン」事業とは、みえ観光の産業化推進委員会(以下、当委員会とします。)が、国内及び国外の本県への旅行者からデータを収集し、より戦略的な観光マーケティング活動につなげることを目的として、令和元年8月8日より実施している事業です。なお、事業の概要や具体的な協力施設などについては、三重県観光連盟公式サイト「観光三重」内の「スマホでみえ得キャンペーン」にかかるページをご覧ください。

(4) 提案にあたっての留意事項

以下の点に留意してください。

- ・各種統計やそれぞれが保有するビッグデータ、マーケティング等に基づき、想定される効果、検証可能な数値目標を設定するとともに、それらを設定した根拠や理由を明示すること。
- ・情報発信だけでなく、周遊・延泊および本県への再来訪・誘客の促進につなげること。
- ・情報の発信にあたって Web サイトを制作すること(視認性および回遊性を高めるた

めの工夫をすること。なお、既存の Web サイト内に特設サイトを設置することでも構いません。)

- ・Web サイトには、「三重とこわか国体」「三重とこわか大会」に関すること(概要、スケジュール、MAP、見どころなど)も盛り込むこと。なお、情報は適宜更新し、委託期間終了までは Web サイトが閲覧できるようにすること。
- ・サイトマップ(案)や具体的なサイトイメージを提示すること。
- ・SNS を有効に活用すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況などを踏まえた提案とすること。
- ・実現可能な提案とすること。
- ・県内市町や観光関係団体などとの連携を図ること。
- ・保守・管理費については、委託期間での計算とすること。
- ・事業の実施に際し、実施主体である当委員会と協議する余地があること。

(5) 納品物

- ア 委託業務の実施結果を記載した「委託業務実績報告書」(原則としてA4版・両面印刷) 1部(提出時期:委託業務完了時)
- イ 2(3)の取組で作成する画像データ等(イラストレーター、JPEGなどのデータを含む)
- ウ 写真等業務の履行状況が確認できるもの 1部
- エ その他実施内容の説明に必要と思われる資料 1部

(6) 納入場所

みえ観光の産業化推進委員会事務局
(三重県雇用経済部観光局観光魅力創造課内)

(7) 納入期限

令和4年1月31日(月)

3 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

4 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ウ 委員会に報告すること。
- エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある

場合は、委員会と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

5 その他

- ・この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。
- ・契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、当委員会の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- ・成果物の著作権は当委員会に帰属するものとします。
- ・委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、当委員会の検査後に支払うものとします。なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、概算払いをすることができるものとします。
- ・受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに当委員会に報告し、当委員会の指示に従ってください。
- ・委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意してください。
- ・当委員会は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。
- ・受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応してください。
- ・業務の遂行において疑義が生じた場合は、当委員会と協議し、その指示に従ってください。
- ・事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、当委員会と協議して実施するものとします。